

○公 告

警備員等に対する検定の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく  
検定を次のとおり実施します。

令和8年6月15日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃



1 検定の種別、級及び実施日時、場所

(1) 検定の種別及び級

交通誘導警備業務 1級

(2) 実施日時

令和8年10月1日（木）午前10時00分から午後5時00分まで

(3) 実施場所

松山市上野町甲650番地 えひめ青少年ふれあいセンター

2 受検定員

30人

3 受検資格

愛媛県内に住所地を有する者又は愛媛県内の営業所に属する警備員（愛媛県外に住所  
地を有する者を含む）であって、次のいずれかに該当する者

(1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当  
該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上である  
もの

(2) 都道府県公安委員会が上記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認め  
る者

4 受検手続

(1) 検定申請書の受付期間

令和8年8月4日（火）から令和8年8月10日（月）までの間（ただし、土・  
日曜日、祝日を除く。）

受付時間は午前9時から午後4時30分まで

(2) 検定申請書提出先

検定申請者の住所地又はその者が属する営業所の所在地を管轄する愛媛県内の警察  
署の生活安全課（刑事生活安全課）

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真 2葉

（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチ  
メートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月



日を記入したもの。)

ウ 住所地を疎明する書面 1通

住所地を管轄する警察署に申請する場合

エ 営業所所属証明書(警備業法施行細則様式第5号) 1通

属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

※ 愛媛県内に住所地と属する営業所の両方を有する場合は、申請先に応じて、4  
(3)ウ、エのいずれかを添付すればよい。

オ 3の受検資格を有する者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 3(1)に該当する者は、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等作成の警備業務従事証明書(当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明するもの)

(イ) 3(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書

カ 検定手数料

14,000円

検定申請書を提出する際、検定手数料に相当する額を愛媛県収入証紙により納付すること。

なお、一度納付した手数料は、原則返還しない。

## 5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者には、実技試験を行わない。

また、実技試験は、合格点に達しないこととなった時点で中止する。

### (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### (2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 6 その他

(1) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、運動用帽子、警笛、雨具(雨天時)を持参すること。

(2) 受検の際の服装は、警備業に従事している者は、制服、制帽(ヘルメット可)とし、その他の者は、作業服等活動しやすい服装とする。

(3) 受付は先着順とし、申請者数が定員に達した場合は受け付けを締め切ることにする。



7 問合せ先

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係（電話 089-934-0110 内線 3184）又は、愛媛県内各警察署生活安全課（刑事生活安全課）